平成２６年（フ）第４７号
栃木県那須塩原市東原３番地131　ロイヤルプラザ東原Ａ―205号、前住所栃木県那須塩原市鹿野崎112番地29　小林ハイツＡ―203号
破産者　菊池　　悟
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１４０号
群馬県太田市新田早川町257番地２
破産者　株式会社オフィス・ケイ・システム
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２８号
川崎市幸区小倉１番地１
破産者　株式会社ティーアンドティー
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
富山市才覚寺136番地１
破産者　株式会社ＮＡＧＡＴＯ
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
富山県高岡市二塚322番５
破産者　株式会社魚津システム
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第６９７号
愛知県半田市瑞穂町７丁目２番地の１
破産者　株式会社イマージュ東海
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０号
愛知県北名古屋市熊之庄屋形3246番地
破産者　株式会社グローバル管理サポート
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６０１号
大阪市東成区深江北１丁目４番８号
破産者　キムラ紙工株式会社
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２０号
大阪市都島区都島中通３丁目13番24号
破産者　株式会社創心
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９４号
堺市堺区東雲西町１―８―62、商業登記簿上の本店所在地堺市堺区田出井町１番２―2601号
破産者　株式会社なんば食品
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
大阪府藤井寺市大井３丁目12番34号
破産者　有限会社山田通信
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目12番２号
破産者　株式会社三輪
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９号
神戸市西区学園西町１丁目１番１号
破産者　有限会社フィールズ
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
兵庫県宝塚市旭町１丁目14番20―301号
破産者　シーシーネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1205番地の１
破産者　阪神自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４２７号
北九州市八幡西区永犬丸５丁目６番22号
破産者　有限会社國建設
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４２号
宮城県岩沼市吹上２丁目５番20号
破産者　株式会社ＪＫ　Ｂｒｏｔｈｅｒｓ
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
茨城県小美玉市中野谷455番地４
破産者　株式会社三共化学産業
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
埼玉県秩父郡長瀞町大字岩田537番地
破産者　有限会社野村きのこ
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１００２号
東京都青梅市長淵４―224―303佐々木方、住民票上の住所東京都青梅市河辺町５丁目17番地の16ミリオンビル３Ｆ
破産者　澤畠　善紀
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１１号
東京都小平市小川町１―747―５グレイスコート101、住民票上の住所東京都東大和市桜が丘１丁目1429番地の３東京ユニオンガーデンＣ―329
破産者　亀口　　藍
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部